

3 その他	(一) 呼気検査におけるアルコールを検知する機器の利用に関する規定を整備することとした。(第三条関係)
4 施行期日	この政令は、道路交通法の一部を改正する法律(平成二五年法律第四三号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二七年六月一日)から施行することとした。
5	この政令は、道路法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第二〇号)(国土交通省)道路法等の一部を改正する法律(平成二六年法律第五三号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二七年四月一日とすることとした。

◇子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令

(政令第二二号)(内閣府本府)

子ども・子育て支援法(平成二四年法律第六五号)の施行期日は、平成二七年四月一日とすることとした。

御名 御璽

平成二十七年一月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十六号

会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、会社法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第九十号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。
会社法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年五月一日とする。

会社更生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年一月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十七号

会社更生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二百六十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

会社更生法施行令(平成十五年政令第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「より取締役」の下に「更生会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員(会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十八条第二項に規定する監査等委員をいう。)である取締役又はそれ以外の取締役」を加え「会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十二号」を「同法第四百条第一項」に「委員会」を「各委員会」に改め、同条第二項中「第三号若しくは第七号」を「から第四号まで若しくは第八号」に改める。

第七条中「及び第四号」を「から第五号まで」に改める。

第八条中「場合において、次の各号に掲げる場合に該当する」を削り、「当該各号に定める」を「商業登記法第六十五条第三号に掲げる」に改め、同条に後段として次のように加える。
この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書面の添付をも要しない。

第八条第二号中「第六十五条各号」を「第六十五条第一号及び第二号」に改める。

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第九十一号)の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

政令

令

内閣総理大臣 上川 陽子
法務大臣 安倍 晋三